

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

狭山市長 小谷野 剛

市町村名 (市町村コード)	狭山市 (2151)
地域名 (地域内農業集落名)	入間川 (沢 狭山 入間川 鶺ノ木 稲荷山 祇園)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農振農用地区域外であり、住宅地などが多く広大な土地での耕作をおこなうことが難しい
耕作地が分散しているため、耕作者ごとに農地集約する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

入間川の水田では用水路も完備されていることから、水稻と野菜等の高収益作物の二毛作をおこなう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地については、原則、農業上の利用が行われるものとする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じた積極的な貸付けをおこなう
(2)農地中間管理機構の活用方針
農林公社や農業委員会と定期的な話し合いをおこない、担い手への集積・集約化を進める
(3)基盤整備事業への取組方針
継続して用水路の維持管理に努める
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政や、農業協同組合等との相互の連携を強化し多様な経営体の確保・育成に努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
試験的事業で農機具貸出サービスの実施

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--